

## 明細WEB確認サービス利用特約

### 第1条(本サービスの内容)

明細WEB確認サービス(以下、「本サービス」)は、トヨタファイナンス株式会社(以下、「当社」)が、当社発行のクレジットカード等の利用にかかる毎月のご利用代金明細書の書面での送付を停止し、発行したカード等(一部の提携カードを除く)の保有者(以下、「会員」)が、自ら当社所定のホームページへログインのうえご利用代金明細を確認するサービスをいいます。

### 第2条(本サービスの利用)

1. 本サービスの利用を希望する会員は、本特約を承認したうえで、当社所定の方法により本サービスの利用登録を行うものとします。

利用登録が完了した場合に、本サービス利用登録会員(以下「利用者」)は、本サービスを利用することができるものとします。

ただし、第8条に規定する会員には、本条は適用しないものとします。

2. 本サービスの利用に関わるホームページ閲覧用ブラウザ及びご利用代金明細データの形式等の本サービスの利用環境は、当社ホームページ(URL: <https://www8.ts3card.com/privacy/index.html>)にて指定するものとします。なお、利用者は、当社が事前告知なくサービス利用環境を変更できることに、異議を唱えないものとします。

### 第3条(ご利用代金明細書の確認方法)

1. 利用者は当社所定のホームページでご利用代金明細を閲覧し、内容を確認するものとします。なお、利用者は、当該明細をパソコン等の端末に記録(保存)するものとします。

2. 当社は、サービス利用者が届け出た電子メールアドレスへ、ご利用代金明細の確定通知を送信します。但し、確定通知が正しく受信されないことがあった場合は、確定通知を送信しない場合があります。

3. ご利用代金明細の確定時において次のいずれかに該当する場合、当社は、ご利用代金明細書を書面で送付をするものとします。

(1)法令等によって書面の送付が必要とされる場合

(2)その他当社がご利用代金明細書の送付を必要と判断した場合

### 第4条(電子メールアドレス)

1. 本サービスに利用する電子メールアドレスには、当社が不適切と認めたメールアドレスは登録できません。

2. 本サービスに利用する電子メールアドレスは、正確に登録するものとします。

3. 本サービス利用者は電子メールアドレスの変更を行った場合には、遅滞なく当社ホームページのサービスメニューから変更の手続きを行うものとします。

4. 電子メールの管理を行うプロバイダーのコンピューターシステムの事故、本サービスの利用者の責に帰すべき事由、本サービス利用者が電子メールアドレスの変更を行ったにもかかわらず変更後の電子メールアドレスの届出を行わなかった場合は、最終届出の電子メールアドレスにあてて当社が諸通知の内容を送信した時をもって本

サービスの利用者に到達したものとみなします。

5. 当社は、利用者のご利用代金明細が確定された旨の通知が受信できないことにより、利用者または第三者に対して損害が発生した場合にも、一切責任を負わないものとします。

#### 第5条(本特約の適用及び変更)

当社は、社会情勢もしくは経済・金融状況の変動、ブランド所定のルールもしくは法令の変更、カード決済スキームの進展に対応するためその他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、本特約を変更する旨、変更後の本特約の内容およびその効力発生時期を、予め当社WEBサイトに公表する方法その他の相当な方法によって周知することにより、本特約を変更することができるものとします。

#### 第6条(本サービス利用の中止等)

1. 利用者が本サービスの利用の中止を希望するときは、当社所定の方法により届け出るものとします。
2. カード等の退会や、信用状況が著しく悪化した場合等、当社が本サービスの利用を認めないと判断したときは、当社は利用者に対し、別途その旨を通知することなく、いつでも、本サービスの利用を認めないことができるものとします。
3. 当社は、利用者に対し、別途その旨を通知することなく、いつでも、本サービスを中止もしくは終了し、または内容の変更ができるものとします。

#### 第7条(クレジットカード会員規約等の適用)

本特約に定めのない事項については、利用者の保有するカード等の規約・規定集を適用するものとします。

#### 第8条(特約)

1. 次に掲げる会員(以下総称して、「所定会員」)は、原則として本特約に基づく本サービスを利用するものとします。

①ENEOSカードS会員

②TOYOTA TS CUBIC Pay 会員

2. 所定会員が、本サービスの利用を希望せず、利用明細等を記載した書面での送付を希望する場合、当社所定の方法により届け出るものとします。

3. 前項の場合、当該所定会員は、当社に対し、利用明細等を記載した書面の発行手数料として、発行回数1回につき当社所定の金額を負担するものとします。ただし、法令等によって書面の送付が必要とされる場合は、この限りではありません。

4. 所定会員は、前項の発行手数料を、所定会員が承諾した会員規約に定める支払の期日および方法に従い、当社に支払うものとします。